

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 変態現物出資の対価の額

Q：今回制定された「消費税法基本通達」での変態現物出資の取扱いについて教えてください。

A：まず、変態現物出資とは、新たに子会社を設立する場合において、通常の現物出資ではなく、金銭出資により子会社を設立後、資産を譲渡する形態をいいます。

今回制定された基本通達では、「金銭以外の資産の出資の範囲」から変態現物出資が除かれることになりました。

これは、法人税法上、子会社の設立後遅滞なく資産を一時に譲渡し、子会社はその資産を親会社の帳簿価額以下の金額を帳簿価額としたこと等一定の要件を満たす場合には、譲渡資産の時価と譲渡対価の差額について圧縮記帳を認めている取り扱いに足並みを揃えたというものです。

今回の改正により、変態現物出資における金銭以外の資産の譲渡に係る対価の額は、その譲渡について現実に対価として収受し、又は収受すべき金額とされました。

変態現物出資を行う場合、資産だけでなく負債も同時に譲渡することがあります。この場合、譲渡対価である「現実に対価として収受し、又は収受すべき金額」は、実際の現金の授受額ではなく、実際の現金の授受額に負債の額を加算した金額となります。

この消費税法基本通達は、平成8年4月1日以降適用されています。

